

人手不足の解消・賃上げの実施へ向け、

積極的に

補助金・助成金等を 活用しよう!

Vol.2

1 AI、ロボット、遠隔操作機器(IoT)など、人手不足の解消に効果のある製品を導入したい

中小企業省力化投資補助金(省力化・省人化補助金)

人手不足に悩む中小企業等の省力化投資を促進し、付加価値額や生産性の向上を図るとともに、賃上げに繋げることを目的とした補助金。AI(人工知能)・ロボット・遠隔操作機器(IoT)といった、人手不足の解消に効果がある汎用製品を「カタログ」から選択し、導入するための経費の一部を補助する。

※省力化:従前と同等、またはそれ以上の付加価値算出のための労働投入量を減少させること

補助金のメリット

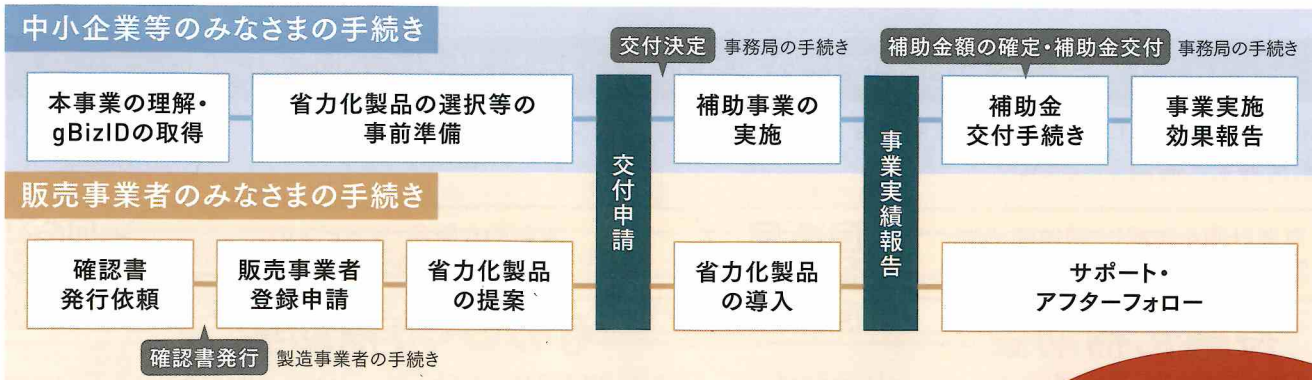
- 生産性の向上や人手不足の解消につながる
- 自社の課題、ニーズに合わせて製品を選ぶことができる
- 導入を支援する「販売事業者」による申請・手続のサポートがある
- 補助金対象カタログは適宜追加
(測量機・自動調色システム・スポット溶接機・デジタル加飾機など)

【補助金額・補助率】

補助対象	補助額		補助率
補助対象として カタログに登録された 製品等	従業員5名以下	200万円(300万円)	1/2 以下
	従業員6名~20名	500万円(750万円)	
	従業員21名以上	1,000万円(1,500万円)	

※賃上げ要件を達成した場合、()内の金額に補助上限が引上げられる

【交付申請・フロー】



※詳細に関しては、ホームページに掲載されている公募要領等でご確認ください。

< 中小企業省力化投資補助金 > <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



補助金対象
カタログは
こちら



2

賃上げを行ったことで法人税・所得税が最大45%税額控除できる

中小企業向け賃上げ促進税制

中小企業者等又は青色申告書を提出する常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主が、前年度より給与等支給額を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度。

税務署への
事前手続き不要!!
知らなきゃ損!!



適用要件

税額控除

【必須要件】

雇用者給与等支給額が前年度と比べて、

- ①1.5%以上増加していること
- 又は
- ②2.5%以上増加していること

控除対象雇用者給与等
支給増加額の

- ①15% 又は ②30%

を法人税額又は所得税額
から控除

【上乗せ要件①】

教育訓練費の額が前年度と比べて、

- 5%以上増加していること

適用事業年度の教育訓練費の額が適用
事業年度の雇用者給与等支給額の

- 0.05%以上であること

税額控除率を
10%上乗せ

【上乗せ要件②】 (新設)

適用事業年度中にくるみん認定、くるみん
プラス認定若しくはえるぼし認定(2段階目
以上)を取得したこと、又は適用事業年度
終了の時に、プラチナくるみん認定、
プラチナくるみんプラス認定若しくはプラ
チナえるぼし認定を取得していること

税額控除率を
5%上乗せ



適用期間:令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度
※個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象

< 中小企業庁HP > <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>



(参考)令和6年度に公募された補助金・助成金制度の一例

令和6年度公募された各種補助金制度を記載しています。二次元コードまたはURLを参照いただき、必要に応じて最新情報をご確認ください。

事業計画を作成し、販路開拓や
業務効率化に取り組んでみたい

持続化補助金

< 福岡県商工会連合会 > <https://shokokai.ne.jp/duration/>



革新的な製品・サービスの
開発に補助金を活用したい

ものづくり補助金

<ものづくり補助金総合サイト> <https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>



新分野へのチャレンジや、事業を
大きく転換するために投資したい

事業再構築補助金

< 事業再構築補助金HP > <https://jigyousaikouchiku.go.jp/>



時間外労働の削減や有給休暇等促進のため、
生産性を向上させる環境整備に取り組みたい

働き方改革推進支援助成金

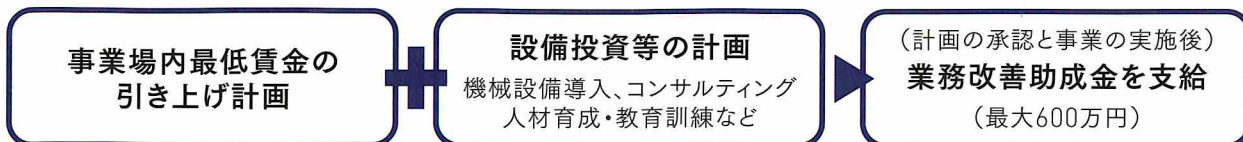
< 厚生労働省HP > https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html



3 事業場内の最低賃金の引き上げと設備投資の計画を立て、費用の助成を受けたい

3 業務改善助成金 令和7年度も実施見込み

生産性向上に役立つ設備投資等を行い(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練など)、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合**(金額は助成金コース毎に異なる)、**その設備投資等にかかった費用の一部を助成する。**



- 例) ○事業場内最低賃金が992円の場合
→助成率4/5(生産性要件を満たさない場合3/4)
○3人の労働者を1,022円まで引上げ(30円コース)
→助成金の上限額は90万円
○設備投資などを行った額が120万円

96万円 (=120万円×4/5) (設備投資費用×助成率) > 90万円 (助成上限額) (30円コースの助成上限額)
↓
90万円が支給される



<厚生労働省HP> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zygyonushi/shienjigyoyou/03.html



4 非正規従業員の正社員化等、処遇改善に合わせて助成金を活用したい

4 キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース等)

有期雇用労働者、短時間労働者等の、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するために、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に助成する。**

- 例)社会保険適用時処遇改善コース
①新たに社会保険の被保険者となった際に、手当支給・賃上げ・労働時間延長を行った。
②労働時間を延長し新たに社会保険の被保険者とした。

助成金メニュー	助成額(一人当たり)	
	中小企業の場合	大企業の場合
手当等支給メニュー	50万円	37.5万円
労働時間延長メニュー	30万円	22.5万円
併用メニュー	50万円	37.5万円

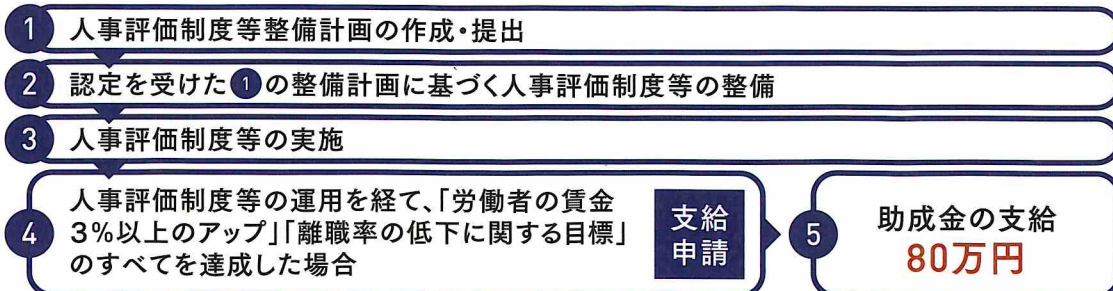
<厚生労働省HP> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken_tekiyou.html



5 人事評価制度の見直しに合わせて助成金を活用したい

5 人材確保等支援助成金(人事評価改善等助成コース)

生産性向上に資する人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成する。



<厚生労働省HP> <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199313.html>



6 未経験の就職困難者の雇用に合わせて助成金を活用したい

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

就職が困難な方(未経験職種への就職を希望する方)を「採用」し「訓練」を行い「賃金引上げ」を実現すると以下の助成が受けられます。

対象となる訓練

次のいずれかの人材開発支援助成金を活用した訓練が対象です。成長分野等人材確保・育成コースの最後の支給対象期の末日までに訓練を開始することが必要です。

① 1コースの実訓練時間数等が

50時間以上※の訓練

※eラーニング・通信制による訓練の場合は、標準学習時間が50時間以上または標準学習期間が3月以上



人材開発支援助成金

② ①以外(50時間未満)の次の訓練

- ・人材育成支援コース(有期実習型訓練)
- ・人への投資促進コース(高度デジタル人材等訓練)
- ・事業展開等リスティング支援コース
- ・教育訓練給付の指定講座(公的職業資格の取得を目的としたものに限る)

賃金引上げの要件

「賃金引上げ計画」の計画期間(最大3年)内に、採用時(試用期間がある場合は本採用時)の「毎月決まって支払われる賃金※」が5%以上引き上がっていることが必要です。

※年間賞与や超過労働給与額(時間外手当など)、職務非関連の賃金(住宅手当、家族手当、通勤手当など)を除いた賃金

・採用日から3年経過した日に、「天災その他のやむを得ない理由」や「対象労働者の本人の責めに帰すべき理由」などにより、5%以上の引上げを行われていない場合においても、助成対象となることがあります。

・職務内容などが同一の労働者と比べ、合理的な理由がなく、採用時の賃金を下げている場合などは、助成金が払われないことがあります。

・賃金引上げが、主に最低賃金の改定などを契機に行われるものである場合は、要件を満たしません。

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額	
短時間労働者以外の者	[1] 高年齢者(60歳以上) 母子家庭の母等 就職氷河期世代の者 生活保護受給者等等	90万円 (75万円)	1年 (1年)	45万円×2期 (37.5万円×2期)
	[2] 身体・知的障害者 発達障害者 難治性疾患患者	180万円 (75万円)	2年 (1年)	45万円×4期 (37.5万円×2期)
	[3] 重度障害者等	360万円 (150万円)	3年 (1年6か月)	60万円×6期 (50万円×3期)
短時間労働者	[4] 高年齢者(60歳以上) 母子家庭の母等 生活保護受給者等等	60万円 (45万円)	1年 (1年)	30万円×2期 (22.5万円×2期)
	[5] 障害者 発達障害者 難治性疾患患者	120万円 (45万円)	2年 (1年)	30万円×4期 (22.5万円×2期)

※()内は中小企業事業主以外に対する支給額および助成対象期間です。

<厚生労働省HP> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_seichou_00008.html



7 賃上げを行うことで、利率の低い借入金制度を活用したい

賃上げ貸付利率特例制度(日本政策金融公庫)

日本政策金融公庫 国民生活事業では、自社従業員の賃上げに取り組む事業者が利用できる「賃上げ貸付利率特例制度」(利率-0.5%)を実施している。

対象者	新たに事業を開始後3か月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある方
貸付利率	各融資制度に定める利率-0.5%(貸付日から2年間) (※)利率の下限は0.3%

※マル経融資(小規模事業者経営改善資金)制度との併用が可能

<日本公庫HP> https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/wage_increase_m.html



人手不足解消や賃上げに係るご相談は、お近くの商工会へ!